4.2.8　修正

申請前の情報を変更したい場合、又は申請内容に修正依頼が返ってきた場合に申請事項を修正します。
修正方法には、次の 2 種類があります。

- 1 件ずつ修正
  1 件の輸出情報に対して、申請情報や明細を修正する場合に使用します。本項を参照してください。
- 申請情報一括修正
  酒類の申請の場合、状況ステータスが「申請前」又は「修正依頼」の状態で情報を複数選択し、まとめて申請情報を修正できます。操作方法は「4.2.17　申請情報一括修正」を参照してください。

メインメニューで［輸出証明書発給］をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

1　修正する情報を選択し、［修正］をクリックする

申請書入力画面が表示されます。

表示される入力画面は、申請品目や輸出先国によって異なります。

また、選択した情報の状況ステータスや、明細の変更有無で操作が異なります。

それぞれ、「（1）状況ステータスが「仮登録」の場合」、「（2）明細を変更しない場合」、「（3）明細を追加する場合」、「（4）明細を修正する場合」、「（5）明細を削除する場合」へ進んでください。

メモ

- 申請に対して修正依頼が返ってきた場合、［状況］に「修正依頼」と表示されます。修正依頼の項目を選択して［修正］をクリックすると、［修正依頼理由］が表示され、要修正項目の入力エリアが赤色の状態になります。赤色になっている項目を修正してください。

（1）状況ステータスが「仮登録」の場合

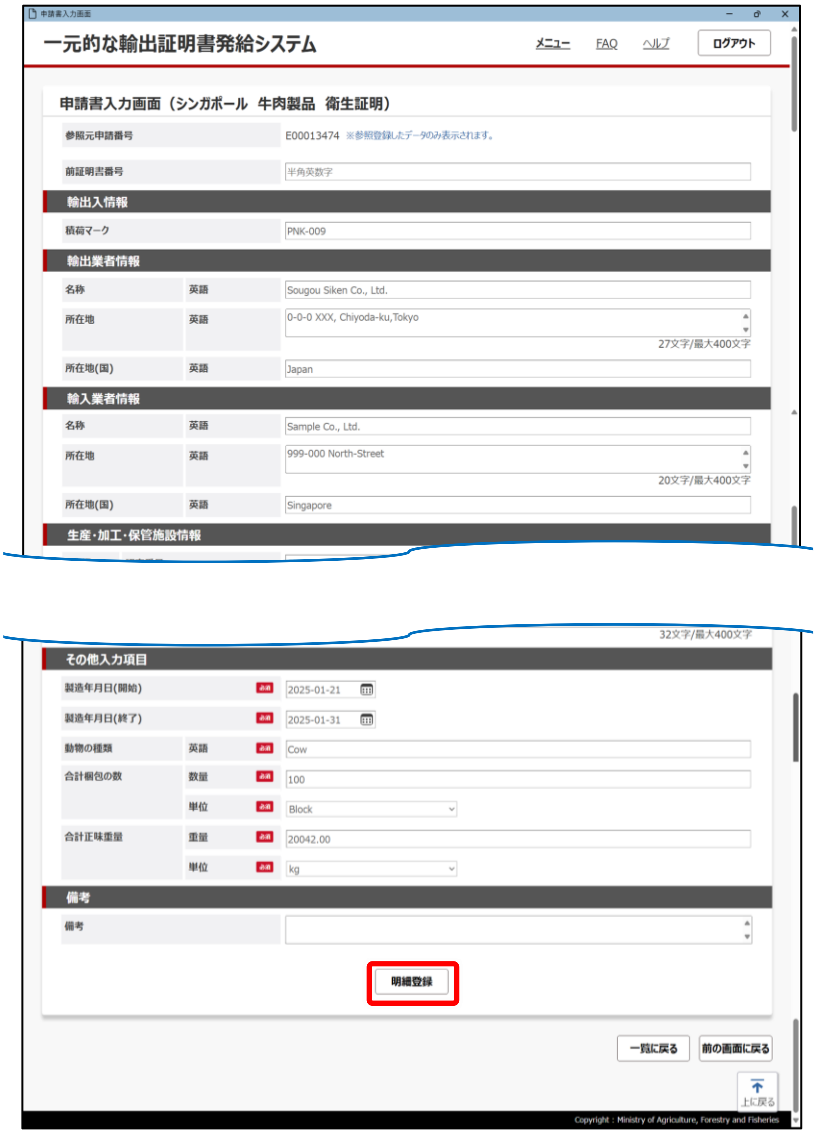

1　各項目を入力して［明細登録］をクリックする

内容を確認し、入力されていない項目は入力してください。

メモ

- 必須 アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 既に発行済みの証明書を再発行する場合は、「前証明書番号」を入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、［明細登録］が表示され、不可能な場合は、［確認］が表示されます。
- ［輸出業者情報］や［輸入業者情報］などの一部項目は、登録されている事業者情報や、「4.2.4　資料の登録・申請情報の入力」で登録した資料などから読み込まれて表示されます。
資料から読み込まれた項目の入力エリア右側に表示される アイコンをクリックすると、資料の内容を確認できます。

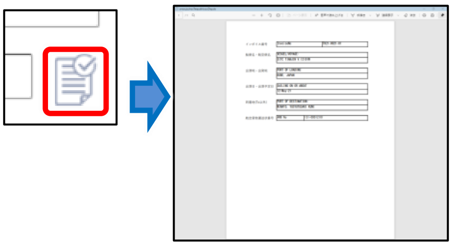

認定番号を取得している施設の場合、［認定番号］の右端にある［検索］をクリックしてください。検索画面が表示されます。認定番号を入力して［検索］をクリックすると施設名が表示されるので、［選択］をクリックすると申請入力画面に施設情報が自動入力されます。
申請品目に合わせて必要な施設入力項目が表示されますが、ほかにも入力が必要な場合は、［他追加施設］をクリックして入力してください。
［国別独自入力項目］は、輸出先国によって申請が必要とされている項目です。

メモ

- 酒類の放射性物質検査証明書のみ、［前証明書番号］を入力すると再発行扱いとなり、酒類総合研究所の分析が不要になります。
- 酒類の新規登録の場合、一部の申請のみ事業者情報が初期表示されません。
- 酒類の申請は、入力内容を一時保存することができます。画面右上の［一時保存］をクリックしてください。入力中の内容が一時保存されます。［一時保存削除］が表示され、一時保存した内容を削除できるようになります。

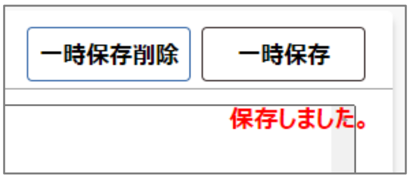

明細一覧画面が表示されます。

参照▶各入力項目の詳細 ➡『輸出先・品目別入力マニュアル』

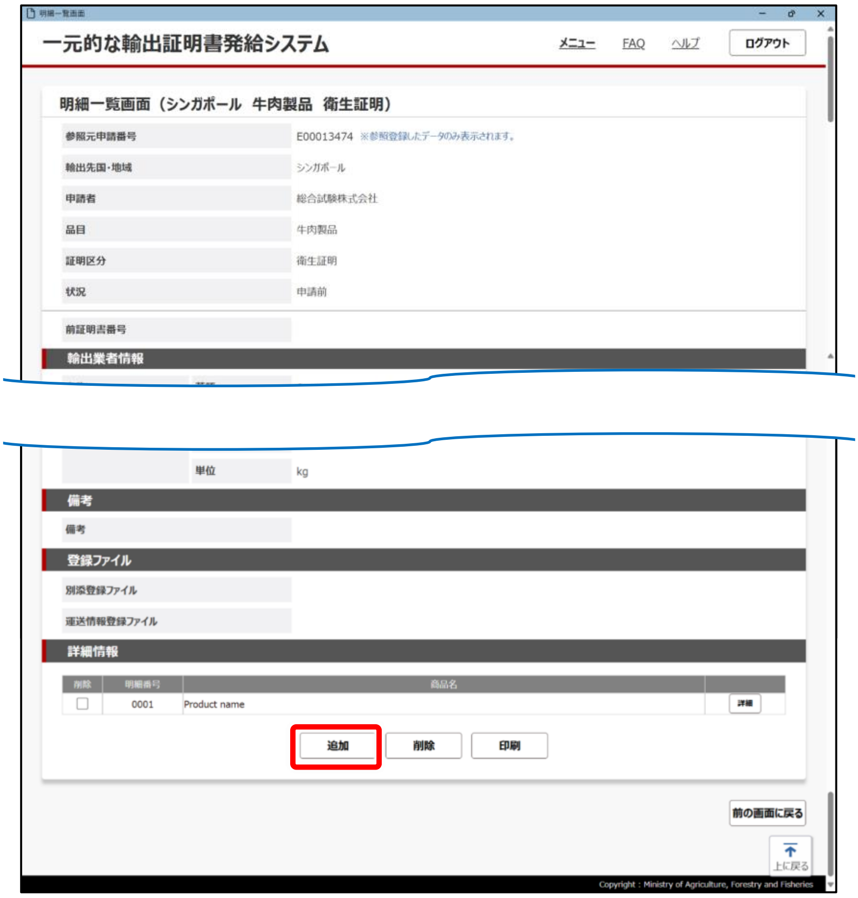

2　内容を確認し、［追加］をクリックする

メモ

- この画面の内容を出力することができます。［印刷］をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。
- 登録を削除することができます。[削除]をクリックしてください。

申請情報明細登録画面が表示されます。

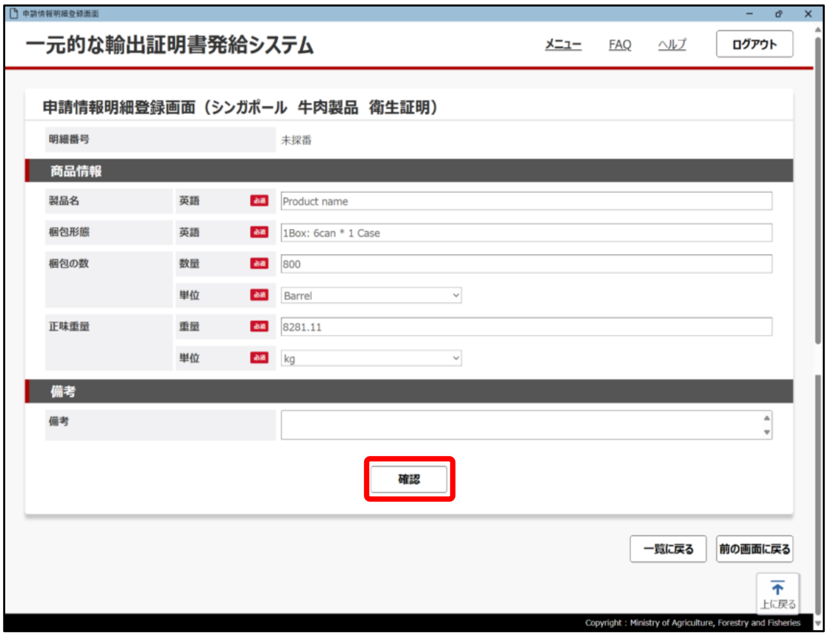

3　各項目を入力して［確認］をクリックする

明細登録画面も、申請品目や輸出先国によって異なります。各項目を入力してください。

メモ

- 必須 アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 酒類の申請は、入力内容を一時保存することができます。画面右上の［一時保存］をクリックしてください。入力中の内容が一時保存されます。

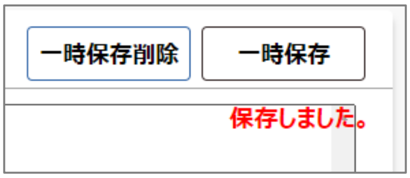

［一時保存削除］が表示され、一時保存した内容を削除できるようになります。

申請情報明細確認画面が表示されます。

4 内容を確認し、［登録］をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。［印刷］をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

申請情報登録完了画面が表示されます。

5 追加項目がある場合は［明細一覧］を、完了する場合は［登録完了］をクリックする

［明細一覧］をクリックした場合、明細一覧画面が表示されます。引き続き手順2～4を実行して明細を登録できます。

メモ

- 酒類の申請の場合、［明細一覧］、［登録完了］の他に［申請］ボタンが表示されます。
［申請］をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.10 申請」の手順2以降を参照してください。

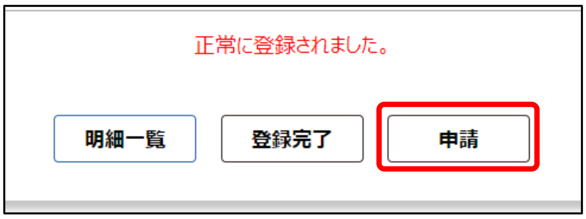

［登録完了］をクリックした場合、申請状況一覧画面に戻ります。入力が完了したので、状況ステータスが「仮登録」から「申請前」に変更されます。

原本証明が必要な書類を登録する場合は、「4.2.5 ■原本証明を登録する」を参照して登録してください。

資料登録のあと、申請を行います。

参照▶「4.2.10 申請」

メモ

- 申請書入力内容に一時保存データがある場合、申請状況一覧画面で行が緑色の状態で表示され、マウスオーバーすると「「一時保存」されたデータがあります。」と表示されます。

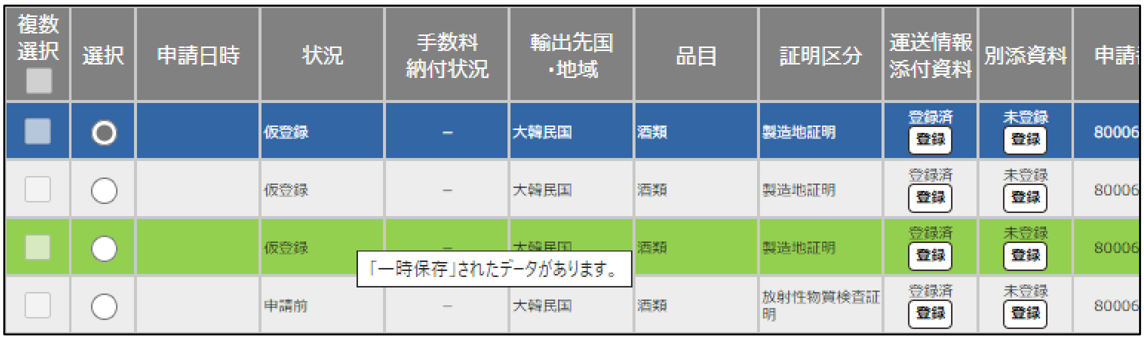

複数選択	選択	申請日時	状況	手数料納付状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報添付資料	別添資料	申請
			仮登録	–	大韓民国	酒類	製造地証明	登録済 登録	未登録 登録	80006
			仮登録	–	大韓民国	酒類	製造地証明	登録済 登録	未登録 登録	80006
			仮登録	–	大韓民国	酒類	製造地証明	登録済 登録	未登録 登録	80006
			申請前	–	大韓民国	酒類	放射性物質検査証明	登録済 登録	未登録 登録	80006

※該当の申請を選択している場合は、行が青色で表示されます。

（2）明細を変更しない場合

1　必要に応じて内容を修正し、［更新］をクリックする

メモ

- 必須 アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- ［更新］ボタンではなく、［明細登録］ボタンをクリックした場合、内容の修正はせずに「（4）明細を修正する場合」の手順を行ってください。
- 複数明細登録が可能な場合は、［明細登録］が表示され、不可能な場合は、［更新］のみが表示されます。

参照▶各入力項目の詳細 ➡『輸出先・品目別入力マニュアル』

申請情報登録確認画面が表示されます。

2　内容を確認し、［登録］をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。［印刷］をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

完了画面が表示されます。

3 ［OK］をクリックする

メモ

- 酒類の申請の場合、［OK］の他に［申請］ボタンが表示されます。
  ［申請］をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.10 申請」の手順2以降を参照してください。

申請状況一覧画面に戻ります。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.2.10 申請」

（3）明細を追加する場合

1　必要に応じて内容を修正し、［明細登録］をクリックする

メモ

- 必須 アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、［明細登録］が表示され、不可能な場合は、［更新］のみが表示されます。

参照▶各入力項目の詳細 ➡『輸出先・品目別入力マニュアル』

明細一覧画面が表示されます。

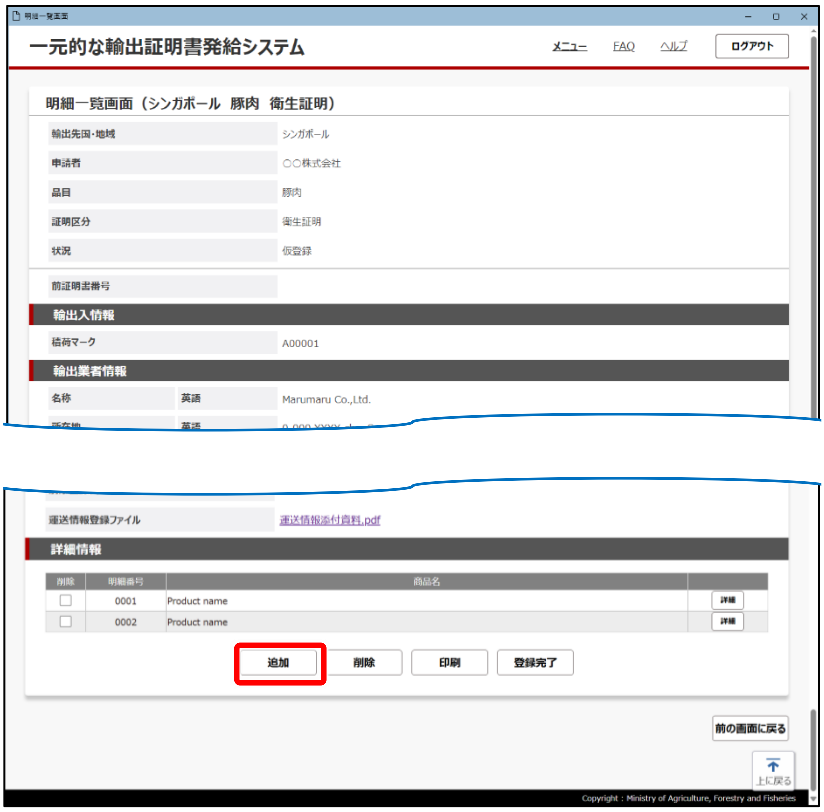

2　内容を確認し、明細を追加する必要がある場合は［追加］をクリックする

申請情報明細登録が表示されます。

メモ

- 以下の国／品目／証明書においては、一申請一明細となります。

【中華人民共和国】
・酒類／製造地証明

【ブラジル】
・食品等/産地証明
・酒類/原産地証明

【欧州連合】
・食品等/検査証明

【ロシア】
・酒類/製造日証明、放射性物質検査証明

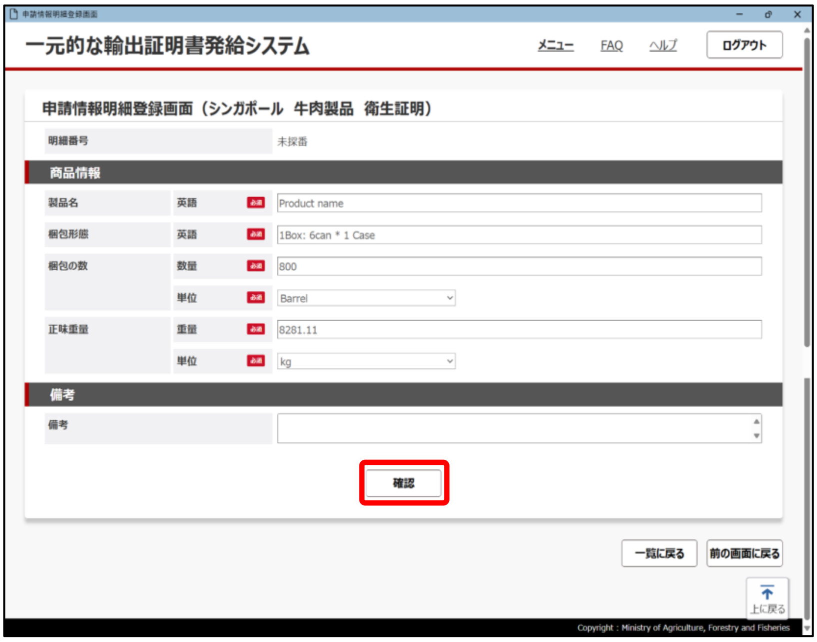

3　各項目を入力して［確認］をクリックする

申請情報明細確認画面が表示されます。

4　内容を確認し、［登録］をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。［印刷］をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

申請情報登録完了画面が表示されます。

5　［登録完了］をクリックする

メモ

- ［明細一覧］をクリックすると、明細一覧画面が表示されます。更に明細の確認や追加、削除をする場合は、手順 1 以降を参照してください。

メモ

- 酒類の申請の場合、［明細一覧］、［登録完了］の他に［申請］ボタンが表示されます。
  ［申請］をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.10 申請」の手順2以降を参照してください。

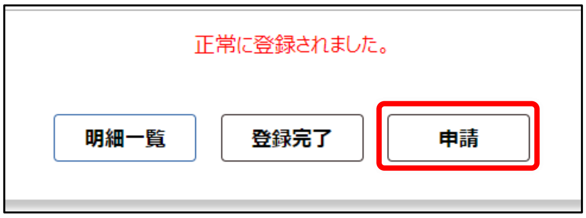

申請状況一覧画面に戻ります。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.2.10 申請」